

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成20年 9 月 2 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ
- 日程第 5 議案第35号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第36号 愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第37号 愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第38号 愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第39号 愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第40号 愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第41号 海部津島土地開発公社定款の変更について
- 日程第12 議案第42号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第13 議案第43号 平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第14 議案第44号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第15 認定第 1 号 平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 2 号 平成19年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 3 号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 4 号 平成19年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 5 号 平成19年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 6 号 平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 7 号 平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 8 号 平成19年度愛西市水道事業決算認定について
- 日程第23 報告第 1 号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第24 陳情第11号 過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情について

- 日程第25 陳情第12号 愛西市内建設業者の育成発展に関する陳情について
- 日程第26 陳情第13号 日光川西排水路の柚木地内の敷コン整備の陳情について
- 日程第27 陳情第14号 公共事業を防災・生活関連に転換し、関係事務所の執行体制等の拡充を求める陳情について
- 日程第28 陳情第15号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情について
- 日程第29 陳情第16号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第30 陳情第17号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第31 決算特別委員会の設置について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（30名）

| | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 前田 芙美子 君 | 2番 | 鷲野 聡明 君 |
| 3番 | 三輪 久之 君 | 4番 | 日永 貴章 君 |
| 5番 | 吉川 三津子 君 | 6番 | 榎本 雅夫 君 |
| 7番 | 岩間 泰彦 君 | 8番 | 田中 秀彦 君 |
| 9番 | 村上 守国 君 | 10番 | 真野 和久 君 |
| 11番 | 鬼頭 勝治 君 | 12番 | 八木 一 君 |
| 13番 | 近藤 健一 君 | 14番 | 小沢 照子 君 |
| 15番 | 後藤 和巳 君 | 16番 | 堀田 清 君 |
| 17番 | 加藤 和之 君 | 18番 | 古江 寛昭 君 |
| 19番 | 大島 功 君 | 20番 | 大宮 吉満 君 |
| 21番 | 永井 千年 君 | 22番 | 黒田 国昭 君 |
| 23番 | 中村 文子 君 | 24番 | 加藤 敏彦 君 |
| 25番 | 加賀 博 君 | 26番 | 宮本 和子 君 |
| 27番 | 石崎 たか子 君 | 28番 | 佐藤 勇 君 |
| 29番 | 太田 芳郎 君 | 30番 | 柴田 義継 君 |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|------|----------|-------|---------|
| 市長 | 八木 忠男 君 | 副市長 | 山田 信行 君 |
| 教育長 | 五富利 清彦 君 | 会計管理者 | 中野 正三 君 |
| 総務部長 | 水谷 洋治 君 | 企画部長 | 石原 光 君 |

| | | | |
|-----------|-------|--------|--------|
| 収納担当部長 | 水谷正君 | 教育部長 | 藤松岳文君 |
| 経済建設部長 | 篠田義房君 | 上下水道部長 | 飯田十志博君 |
| 市民生活・保健部長 | 加藤久夫君 | 福祉部長 | 加賀和彦君 |
| 消防長 | 櫻井義久君 | 監査委員 | 河原操君 |

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 伊藤忠俊 | 議事課長 | 服部秀三 |
| 書記 | 田尾武広 | | |

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

全員おそろいでございますので始めさせていただきます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年9月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、30番・柴田義継議員、1番・前田芙美子議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、6月24日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る6月24日に委員全員と正・副議長にも御出席をいただき開催をいたしました結果、会期は本日9月2日から9月26日までの25日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より26日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より26日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

海部地区環境事務組合議会議員の加藤敏彦議員、お願いをいたします。

○24番（加藤敏彦君）

海部地区環境事務組合議会の報告を行います。

7月15日、津島市の新開センターにおきまして、平成20年第3回臨時会が開催されました。

付議議案は2件で、議案第9号は平成20年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）。補正額は1,510万6,000円を追加し、総額46億7,403万5,000円が提案されました。これは職員のミスで、退職手当が減額されたことに対する損害賠償請求の判決に伴う費用であります。

議案第9号は、全員賛成で可決されました。

次に、議案第10号：海部地区環境事務組合の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてです。これは、株式会社日本政策金融公庫法の施行等に伴い、規定を整理するものです。

議案第10号は、全員賛成で可決されました。

なお、諸般の報告については、お手元の資料をごらんください。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の古江寛昭議員、お願いします。

○18番（古江寛昭君）

海部南部水道企業団議会の報告をいたします。

活動報告としまして、平成20年7月23日水曜日から7月31日木曜日まで議会が行われました。場所は南部水道企業団であります。平成20年第2回の定例会でございます。

付議案件としましては、議案第7号：監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号：地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

以上2案につきましては、議員全員賛成にて可決決定されました。

次に、認定第1号：平成19年度海部南部水道企業団水道事業決算についてであります。

収益的収支、収入の部は23億3,119万8,817円、支出については21億8,346万3,707円でありませ

す。次に、資本的収支であります。収入の部は3億6,816万5,128円、支出の部は8億4,946万3,068円であります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんされるということであります。

この件につきましても、全員賛成にて認定されました。

なお、議案第9号：平成20年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第1号）についてであります。収益的収入、補正額10万円であります。予算総額は23億2,045万1,000円であります。

次に、収益的支出であります。補正額210万円、予算総額は21億8,623万9,000円でございます。

この件につきましても、全員賛成にて可決決定されました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、海部地区休日診療所組合議会議員の後藤和巳議員、お願いいたします。

○15番（後藤和巳君）

海部地区休日診療所組合の報告をさせていただきます。

平成20年8月11日、場所は海部地区休日診療所において行われました。

平成20年度第3回定例会、付議事件としまして、議案第6号：地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。全員賛成で可決されました。

議案第7号：平成19年度海部地区休日診療所組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額1億3,140万9,800円、歳出総額1億1,517万9,127円、差引残額は1,623万673円となりました。

そして、基金としまして、19年度末、海部地区休日診療所組合において1億375万4,768円の基金がございます。この基金は駐車場用地購入基金としての報告があり、用地折衝は現在はありませんという報告がありました。

議案第7号は、全員賛成で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成20年5月から平成20年7月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。よろしくをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成20年9月愛西市定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、残暑厳しい中にもかかわらず、全員の御出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

とりわけことしの夏を振り返ってみますと、梅雨どきから雨が少なく、7月中旬からは連日30度を超す真夏日を記録し、水不足や野菜への影響を心配しておりましたやさきの8月29日、大雨洪水警報が発令中に日光川の水位がはんらん注意水位を超えたため、非常配備体制をとりましたものの、ほとんど被害もなく安堵しております。

また、ことしは4年に一度のオリンピックの開催年で、8月8日から24日までの17日間、史上最多となります204の国と地域が参加して北京オリンピックが開催されました。明るいニュースが少ない中、祭典期間中、参加国がスポーツのわざと友好の輪を広げ、メダルを目標に汗する選手に、世界じゅうの人々が感動と興奮と声援に沸き、その中で日本勢が優秀な成績を上げたことは喜ばしい限りであります。

愛西市サクラメント県人会等交流事業も8月20日から26日までの日程で無事終えることができました。残念ながら移民1世の石塚タカさんが、102歳で8月5日に亡くなられたばかりでありまして、御冥福をお祈りしつつ、中学生の皆さんも実り多い体験と研修ができたものと思います。留守中、何かと御迷惑、御不便をおかけしましたことをおわび申し上げ、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

小・中学校の夏休みも終わり、久々に子供たちの元気な姿が学校に舞い戻ってきておりますが、子供のにぎやかな声が聞こえてくる生活は、高齢化しつつある社会の中では何物にもかえがたい大切な宝であります。児童・生徒の皆さんが気持ちよく授業を受けられるよう、毎年夏休みを利用して、学校施設の環境整備や耐震補強工事など大規模修繕工事を実施し、整備充実に努めておるところでございまして、耐震補強工事を除きすべて完了し、改修された新しい施設の活用を期待するところであります。

さて、今年度も早いもので、既に上半期が終わろうとしております。夏の恒例行事であります各地区の納涼まつり、盆おどり大会は、好天にも恵まれ、多くの市民の皆様にも真夏の夜の一夜を楽しんでいただき、盛会のうちに終えることができました。

8月31日に行いました市総合防災訓練には、自主防災会、ボランティア団体並びに防災協力団体等の皆様の御協力により、議員各位や市民の方々にそれぞれの訓練を体験いただき、御苦労さまでございました。これから本格的な台風シーズンを迎えます。この地方で災害が発生しないことを念願するとともに、日ごろから災害に備えて防災思想の普及徹底に努め、安心・安全な愛西市づくりの推進に努めてまいります。

また、同日に行いました総合斎苑の建設に伴う都市計画決定（火葬場）の原案説明会には、市民の皆様にも御出席いただき、それぞれの立場から意見陳述を行っていただきました。いただいた御意見等を踏まえ、引き続き西保町を初め関係団体とも協議・説明を行いながら、情報提供に努めてまいります。あわせて議会、特別委員会、検討委員会等で十分御審議をいただきながら、事業計画の実施に向け、着実に推進していく考えでありますので、さらなる御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

昨日は、数え99歳以上の高齢者の方、対象者は市内20名中の11名の方を慰問させていただきました。最高齢者は104歳の女性の方で、大変元気でありまして、力をいただいた思いであります。この会期中にも御配慮を賜り、敬老式を開催してまいります。それぞれお出かけいただきまして、長寿のお祝い、激励をお願いしたいと思っております。

さて、今定例会に御提案申し上げます議案は、条例の一部改正10件、決算認定8件、報告1件の合計19件をお願いするものでございます。それぞれの主な提案理由について述べさせてい

ただきます。

議案第35号：株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、同法の施行に伴い関連する条例の改正をお願いするものでございます。

議案第36号：愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につきましては、職員の派遣先団体に係る規定が改められましたので、改正をお願いするものでございます。

議案第37号：愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正につきましては、ホテル等民間施設で暴力団等の宿泊などを拒否するための根拠規定となる暴力団排除規定を盛り込んだ宿泊約款や利用規制等の改正が進んでおります。今後、民間施設で利用拒否がされれば、行事場所等を求めて、使用料が低額で排除条項が未整備の公共施設に利用申し込みが予測されることから、暴力団等の資金獲得活動の封圧と一般利用者に対する迷惑防止及び不法事案の発生防止のために改正をお願いするものであります。

議案第38号：愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法において民法の規定の多くが地縁団体に準用されておりましたが、民法からこれらの規定が削られ、地方自治法の地縁団体に係る規定が改められたことに伴い、改正をお願いするものであります。

議案第39号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、暴力団排除による改正のほかに、指定管理者制度を導入できるよう改正をお願いするものであります。

議案第40号：愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、立田保健センターの管理運営について指定管理者制度を導入できるよう改正をお願いするものであります。

議案第41号：海部津島土地開発公社定款の変更につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律及び民法の一部が改正されたことに伴って定款を変更することについて、構成市町村の議会の議決が必要でありますので、お願いするものであります。

議案第42号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正総額9,705万5,000円を追加し、総額196億6,250万円としております。

歳入の主なものといたしまして、消防団員退職報償金受入金3,974万5,000円、前年度繰越金5,399万6,000円などを充てました。

歳出の主なものといたしまして、総務費の徴税费で、住民税年金特別徴収対応に関する費用として課税事務電算委託料1,884万8,000円、年度間の所得変動によります還付金に不足が生じましたので2,000万円、民生費の社会福祉費で、介護保険特別会計への繰出金891万3,000円、農林水産業費の畜産業費で、家畜ふん尿処理対策事業費として、事業主体であるあいち海部農協に補助金として192万3,000円、消防費の非常備消防費で、市消防団の統合により退団をされました退職者への退職報償金3,974万5,000円を補正計上いたしました。

議案第43号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正総額2,195万円を追加し、総額34億3,646万4,000円としております。

歳入の主なものは、事務費繰入金891万3,000円、前年度繰越金1,129万9,000円を充てました。保険事業勘定で歳出の主なものは、障害者控除認定書お知らせ及び認定書発行に対応するため、介護保険システム改修委託料863万6,000円、前年度精算に伴う返還金1,303万7,000円などを補正計上いたしました。

議案第44号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正総額579万3,000円を追加し、総額10億466万1,000円としております。

歳入は、一般会計からの繰入金を充て、歳出につきましては、事業費の施設管理費で、鵜多須地区の機能強化事業に伴う光熱水費と汚泥清掃委託料を補正計上いたしました。

認定第1号：平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから第8号：平成19年度愛西市水道事業決算の認定についてまでの8件につきましては、それぞれ決算認定をお願いするものでございます。各決算につきましては、監査委員さんの審査結果を決算審査意見書としていただいております。また、詳しくは歳入歳出決算主要施策成果及び実績報告書にまとめさせていただきましたので、決算書とあわせて御確認いただければ幸いです。

報告第1号：平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率についてにつきましては、地方団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告を申し上げ、公表するものであります。

なお、この健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員さんの審査意見書をいただいておりますので、あわせて提出させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上、本定例会に御提案申し上げます議案の主な内容でございますが、細部につきましては、担当部長よりそれぞれ説明させていただきますので、各議案とも十二分に御審議の上、御議決、認定を賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第35号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第35号：株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、ただいま上程となりました議案第35号につきまして、提案並びに御説明を申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年法律第58号）の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、

市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を改正する必要があるからであります。

はねていただきまして、愛西市条例第16号：株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ということで、お手元に議案第35号の資料がお配りしてございますので、この資料に基づきまして御説明を申し上げますので、ごらんをいただきたいと存じます。

初めに、愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条は、年次有給休暇をうたっておりますが、改正前の第1項第3号条文中に、中段のアンダーライン部分、「公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫」は、改正後では、「沖縄振興開発金融公庫」に改めるものでございます。これは、さきの提案理由でも申し上げましたが、関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、国会職員等の一部改正の中で、一般職の勤務時間、休暇等に関する法律の改正がなされたことによるものでございます。

おめくりをいただきまして、2ページをお願いいたします。

愛西市消防団員等公務災害補償条例第3条第2項の条文中、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めるものでございます。これにつきましては、政策金融改革によりまして、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行が解散され、新たな政策金融機関といたしまして、株式会社日本政策金融公庫が創設されたことによるものでございます。

附則といたしましては、この条例は、本年10月1日から施行する。

以上、よろしく願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第36号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第36号：愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

ただいま上程となりました議案第36号につきまして、提案並びに御説明を申し上げます。

愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について。

愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例（平成17年愛西市条例第33号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正がなされたことに伴いまして、改正する必要があるからであります。

はねていただきまして、愛西市条例第17号：愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例

の一部を改正する条例。

愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例（平成17年愛西市条例第33号）の一部を次のように改正するというので、これにつきましても、議案第36号の資料で内容説明をさせていただきますので、ごらんいただきたいと存じます。

条例の題名を、「愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例」を「愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例」に改めます。

第1条は趣旨をうたっております。条文中、「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるものでございます。これらの改正は、法律の改正によりまして、職員の派遣先団体に係る規定の改正によるものでございます。

附則といたしまして、この条例は本年12月1日から施行する。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第37号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第37号：愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、議案第37号について、提案並びに御説明を申し上げます。

議案第37号：愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について。

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第13号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、暴力団等が公共施設を利用することによる資金獲得活動の封圧及び一般利用者の迷惑や不法事案の発生を防止するために、関係条例を改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第18号：愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例。これにつきましても、内容説明を議案第37号の資料で説明をさせていただきますので、そちらの方をごらんいただきたいと存じます。

一部改正の新旧対照表に改正と、改正を必要といたします市江地区コミュニティセンターから八開農業管理センターまでの10施設について、提案理由の中でも申し上げましたが、各施設の使用の許可及び利用の制限に関する条項に暴力団排除の規定を加えて明記するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第38号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第38号：愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、議案第38号：愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。

愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年愛西市条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法の改正がなされたのに伴いまして、改正をする必要があるからでございます。改正前の地方自治法につきましては、認可地縁団体に係る規定は民法の規定の多くが準用されておりましたが、今回の改正で民法の規定が削られたことにより改正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第19号：愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。内容につきましては、資料に基づいて説明をさせていただきます。別紙の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず登録資格でございますが、第2条第2号でございます。「法第260条の2第15項において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条の規定による仮代表者」を「法第260条の9に規定する仮代表者」に、3号におきましては、「法第260条の2第15項において準用する民法第57条の規定による特別代理人」を「法第260条の10に規定する特別代理人」、4号におきましては、「法第260条の2第15項において準用する民法第74条又は第75条の規定による清算人」を「法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人」に改めるものでございます。

続きまして登録事項でございますが、第6条第4号でございますが、認可地縁団体の「事務所」の所在地を「主たる事務所」の所在地に改めさせていただくものでございます。

続きまして認可地縁団体印鑑登録証明書につきましては、第8条でございますが、2号、認可地縁団体の「事務所」の所在地を「主たる事務所」の所在地に改めるものでございます。

続きまして登録の抹消でございますが、第11条第2号、「法第260条の2第15項において準用する民法第68条（同条第1項第2号を除く。）の規定により認可地縁団体が解散した場合」を「法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散した場合」に改めさせていただくものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成20年12月1日から施行するものでございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第39号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第39号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、議案第39号について御説明をさせていただきます。

議案第39号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第90号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、暴力団等が公共施設を利用することによる資金獲得活動の封圧及び一般利用者の迷惑や不法事案の発生を防止するため、並びに施設の設置の目的を達成するために指定管理者制度を導入するため、必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第20号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第90号）の一部を次のように改正する。

以下、お手元の資料によりまして説明をさせていただきますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず趣旨でございます。第1条で、「。以下「法」という。」を追加するものでございますが、改正をお願いする第9条で地方自治法を引用する必要性が生じたことによりまして加えるものでございます。

第4条第3号でございます。先ほどの市江のコミュニティセンター等でもお話がありましたように、暴力団等の排除の規定を追加いたしまして、明記するものでございます。

指定管理者による管理、第9条でございます。市長は、総合福祉センターの管理運営上必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に総合福祉センターの管理を行わせることができる。2項といたしまして、指定管理者は、法令を遵守し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、総合福祉センターを誠実に管理しなければならない。こちらにつきましては、八開総合福祉センターの管理につきまして、指定管理を導入できるように改正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、指定管理者が行う業務でございます。第10条、前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。1号といたしまして、第2条第2項の表八開老人憩いの家及び八開デイサービスセンターの項業務内容の欄に掲げる業務。2号といたしまして、総合福祉センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務。3号といたしまして、その他市長が必要と認める業務。

2項といたしまして、前項の場合における第3条、第4条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とするということでございます。指

定管理者には、憩いの家、デイサービスセンターの業務、並びに建物全体の維持管理をお願いするものでございます。

委任といたしまして、第11条ということで、これは条文の繰り下げでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第40号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第40号：愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第40号について説明をさせていただきます。

議案第40号：愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第114号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、施設の設置の目的を達成するために、指定管理者制度を導入する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第21号：愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第114号）の一部を次のように改正するというもので、以下、別添の資料によりまして説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず趣旨でございますが、第1条で、「。以下「法」という。」を追加するものでございますが、改正をお願いする第6条で地方自治法を引用する必要性が生じたことにより、加えさせていただきますものでございます。

指定管理者による管理、第6条、市長は、立田保健センターの管理運営上必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に立田保健センターの管理を行わせることができる。2項といたしまして、指定管理者は、法令を遵守し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、立田保健センターを誠実に管理しなければならない。この規定におきまして、この条例につきましても、佐屋保健センター及び立田保健センターの設置及び管理について規定をしておりますが、両センターのうち、立田保健センターについて指定管理を導入するものでございます。

指定管理者が行う業務でございます。第7条、前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。1号といたしまして、立田保健センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務（市長が定めるものを除

く。)というところでございます。2号といたしまして、その他市長が必要と認める業務。立田保健センターの維持管理をお願いするというものでございます。

はねていただきまして2項でございますが、前項の場合における第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。読みかえの規定でございます。

第8条につきましては、条文の繰り下げでございます。

お戻りをいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第41号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第41号：海部津島土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（石原 光君）

議案第41号：海部津島土地開発公社定款の変更について、提案説明を申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、海部津島土地開発公社定款を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律及び民法の一部が改正されたことから、海部津島土地開発公社定款の変更について議会の議決をいただくものでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

海部津島土地開発公社定款の一部を改正する定款。

海部津島土地開発公社定款の一部を次のように改正する。

お手元の方に、資料ということで新旧対照表を添付させていただいております。そちらの方で内容の説明を申し上げます。下線部分が改正規定の部分でございます。

まず1点目といたしまして、第7条第4項関係についての改正でございますが、現在の定款におきましては、監事の職務については民法第59条に規定されている監事の職務を準用しているのが現状でございます。平成20年12月1日に施行されます公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正によりまして、監事の職務を定めていた民法第59条が削除されることとなりました。したがって、公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項に新たに職務の規定が明記されるということになりましたので、改正をお願いするという内容でございます。

次に、第26条第2号関係でございます。この内容につきましては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、公有地の拡大の推進に関する法律が

一部改正されました。この改正によりまして、公社の余裕金の運用方法として規定されておりました郵便貯金が削除されるという改正がございまして、それによりこの定款を改正するというものでございます。

この定款の附則といたしまして、この定款の変更につきましては、愛知県知事の認可の日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定は平成20年12月1日から施行するというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第42号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第42号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第42号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ9,705万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を196億6,250万円とするものでございます。

内容につきましては、歳入から順次御説明を申し上げます。補正予算書の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入の関係でございますが、それぞれ歳出に関連いたします事業の確定等によりまして、特定財源といたしまして、国・県支出金、諸収入について、それぞれ追加をお願いしております。また、一般財源といたしましては、繰越金を追加させていただきまして、財源調整を図りました。歳入につきましては、そういったような補正の内容として計上させていただいております。

続いて歳出の内容について御説明を申し上げます。9ページ、10ページをお開きください。

まず最初に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、情報公開審査会委員報酬13万2,000円の追加をお願いしております。当初に4回分を見込んで計上させていただいておりましたけれども、もう既に3回を開催いたしまして、現状の公開請求件数を勘案した上で、追加分としてあと4回ほど委員会の開催をお願いしたいということで、委員報酬を追加計上させていただきました。

次に、総務部長より説明申し上げます。

○総務部長（水谷洋治君）

続きまして私の方からは、同じ9ページ、10ページで、2項徴税費、1目税務総務費、19節の負担金、補助及び交付金でございます。今回10万5,000円を補正計上させていただきました。内容といたしましては、個人住民税に係ります年金からの特別徴収導入に向けまして、金融機

関に位置づけられる社団法人地方税電子化協議会に加入する会費及び負担金でございます。23節の償還金利子及び割引料でございますが、市税還付金といたしまして2,000万円を計上させていただきます。内容といたしましては、所得変動に伴います経過措置について不足が生じておりますので、お願いをするものでございます。

2目の賦課費、13節委託料でございますが、課税事務電算委託料といたしまして1,884万8,000円を補正計上させていただきます。内容といたしましては、個人住民税に係る年金からの特別徴収初期導入経費並びにシステム改修に伴います改修費でございます。14節の使用料及び賃借料でございますが、システム料といたしまして17万4,000円をお願いいたしました。内容といたしましては、システム利用料並びに保守料でございます。

次に、4項選挙費、1目選挙管理委員会費の13節委託料でございますけれども、選挙人名簿等作成委託料73万円減額の計上でございます。内容といたしましては、21年度から全国一斉に行われます裁判員制度に対応するためのプログラム修正でございます。額の確定によるものでございます。

歳入につきましては、お戻りをいただきまして、7ページ、8ページで、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金、1節選挙費補助金で、既存住民基本台帳電算処理システム改修費交付金ということで99万1,000円補正計上をさせていただきます。

続いて福祉部長より御説明申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、3款民生費の御説明をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費でございます。28節の繰出金で891万3,000円の補正をお願いしております。介護保険特別会計への繰出金でございます。よろしく願いいたします。

続きまして4款衛生費でございます。1項保健衛生費、6目保健衛生施設費でございます。報酬といたしまして6万6,000円の補正をお願いしております。八開総合福祉センター、立田保健センターの指定管理者選定委員の報酬をお願いするものでございます。

続きまして経済建設部長より説明をさせていただきます。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、6款農林水産業費の内容説明をさせていただきます。

19節の負担金、補助及び交付金におきまして、畜産振興対策事業費補助金といたしまして、192万3,000円の追加をお願いしております。これはJAあいち海部が、家畜ふん尿処理対策事業といたしまして、自走マニアスプレッダー、いわゆる自分で走る、堆肥を施肥していく機械、これを導入することに伴ってのもので、これに伴う県補助金の同額追加をお願いしております。俗に言うトンネル補助金でございます。よろしく願いいたします。

続きまして消防長より説明を申し上げます。

○消防長（櫻井義久君）

引き続きまして9款の消防費について御説明を申し上げます。

今回、消防費といたしましては、4,143万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。2目の非常備消防費の中で8節報償費につきましては、愛西市の4消防団が組織改正の統合によりまして1団制となり、3月31日付で483名の消防団員の退団が決定しまして、勤続年数が5年以上の団員273名に支給する退職報償金3,974万5,000円、収入財源は、19款諸収入の消防基金から消防団員退職報償金受入金として充当するものでございます。また、愛西市の制度である勤続年数が5年未満の団員210名に支給する退職慰労金168万6,000円をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

引き続き教育部長から御説明申し上げます。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは私から、10款教育費の説明をさせていただきます。

小学校費の学校管理費でございます。県より佐屋西小学校が「心をむすぶ学校づくり推進事業」の指定を受けたことに伴いまして、補助金40万円を計上いたしております。これに伴う歳入として、県委託金として同額40万円を計上いたしておりますので、よろしくお祈いします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第13・議案第43号（提案説明）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第13・議案第43号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

議案第43号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,195万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,646万4,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入から御説明を申し上げます。7ページ、8ページをごらんいただきたいと思ひます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金でございますが、過年度分といたしまして173万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。前年度の精算に伴う追加交付を受け入れるものでございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金でございます。2節事務費繰入金として891万3,000円の補正をお願いするものであります。介護保険システム改修等の事務費の繰り入れでございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。1,129万9,000円の補正をお願いするものであります。償還金等に充てさせていただきます。

歳出の方の説明をさせていただきます。9ページ、10ページをごらんいただきたいと思ひま

す。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、需用費の20万3,000円、印刷製本費でございます。12節役務費7万4,000円、郵便料でございます。13節委託料863万6,000円、介護保険システムの改修委託料でございます。いずれも要介護認定者の障害者控除対象者認定書発行に伴う補正でございます。需用費では、お知らせ用のはがき等の印刷でございます。役務費では、お知らせの郵送料を組ませていただいております。委託料につきましては、障害者控除で認定書のシステム機能を追加するものでございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金でございます。23節償還金、利子及び割引料といたしまして1,303万7,000円の補正をお願いするものでございます。地域支援事業交付金及び介護給付費等につきまして、19年度の確定に伴い、多過ぎた分についてお返しをするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第44号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第44号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、議案第44号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

この補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ579万3,000円を追加しまして、総額を歳入歳出それぞれ10億466万1,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきまして、9ページ、10ページをごらんください。

歳出としまして、鵜多須地区処理場の機能強化事業に伴いまして発生します、11節需用費で水道料として光熱水費5万3,000円掲げさせていただいております。また、13節の委託料としまして、汚泥清掃の委託料を574万円掲げさせていただきます。それぞれ計上させていただいております。

なお、歳入につきましては、一般会計からの繰入金を充てておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（加賀 博君）

ここで10分間の休憩をとりたいと思います。再開は11時10分再開といたします。よろしくお願ひします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・認定第1号から日程第22・認定第8号まで（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・認定第1号：平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第22・認定第8号：平成19年度愛西市水道事業決算認定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、平成19年度愛西市歳入歳出決算の認定の関係でございますが、御提案申し上げております水道事業会計を除く7会計につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別冊により監査委員さんの意見を付して議会の認定に付するものでございます。

それで、各会計の決算概要につきましては、別冊、お手元の方にお配りをさせていただいておりますけれども、平成19年度愛西市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要施策成果及び実績報告書をもとに、順次御説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、成果表といえますか、報告書の4ページ、5ページをお開きください。

まず認定第1号、一般会計の決算の関係でございますが、主な概要について御説明を申し上げます。

一般会計の19年度決算につきましては、歳入決算額209億4,981万1,015円、歳出決算額につきましては193億3,312万1,247円となりまして、歳入歳出差引額16億1,668万9,768円を平成20年度へ繰り越しをするという決算の内容でございます。

以下、歳入により主な項目について御説明を申し上げます。

最初に、市税の関係につきまして、総務部長から御説明を申し上げます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、13ページをお願いいたします。

1款市税でございますが、平成19年度の収入額といたしましては、76億3,914万5,804円でございます。前年度と比較をいたしまして、8億6,386万8,406円、12.8%の増収となりました。

次に、各税ごとに御説明を申し上げます。

市民税の収入でございますけれども、37億8,496万1,124円でございます。前年度と比較いたしまして7億4,056万5,419円、24.3%の増収となりました。増収の主な要因といたしましては、税源移譲によります税率の一元化による10%となったことと、定率減税の廃止などが考えられます。

次に、固定資産税の収入額でございますけれども、34億4,834万6,829円で、前年度と比較いたしまして1億2万8,972円、3%の増収でございます。主な要因といたしましては、家屋の新增築並びに土地の負担調整率などが考えられます。

次に軽自動車税でございますが、9,647万6,300円で、前年度と比較いたしまして343万3,300

円、3.7%の増収となりました。

市たばこ税でございますが、3億743万1,801円で、前年度と比較いたしますと1,791万965円、6.2%でございます。

入湯税につきましては、昨年の7月より課税をいたしております。したがって、192万9,750円が納入されております。

なお、歳入総額に占めます市税総額の割合といたしましては、36.5%となります。

次に、再度、企画部長より御説明申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

続きまして、16ページ以降の主な歳入について御説明を申し上げます。

まず16ページの2款地方譲与税の関係でございますけれども、対前年度比56.8%と大きく収入減となっておりますが、これは税源移譲の暫定措置として交付をされておりました所得譲与税の廃止によるものが大きな要因でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして18ページをお開きいただきたいと思います。

8款の地方特例交付金の関係でございます。これも対前年度比84%と大きく収入減となっております。これは定率減税の廃止等による恒久減税に係る地方税収の補てん措置として制度化されておりました減税補てん特例交付金が廃止されたことによる大きな要因となっております。

続きまして9款の地方交付税、これは表にまとめてございますけれども、普通交付税につきましては36億2,046万8,000円、対前年度比4.4%減の1億6,487万4,000円の減収という結果になっております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、24ページをお開きいただきたいと思います。

15款の財産収入の関係でございます。対前年度比192.4%の収入増ということになっております。これは表の中にも記載してございますように、地域づくり振興基金、またフレンドシップ継承事業基金の設置、また日銀の公定歩合の引き上げによる預金金利等の上昇、それから会計管理者の方で管理をしておりますそれぞれ各基金の運用管理による収入増ということで大きな増収となっております。

それから28ページをお開きください。

20款の市債の関係でございます。一応19年度につきましては、合併特例債として12の事業を対象に14億4,460万円の借り入れをいたしました。

以上で歳入の主な説明とさせていただきます。

次に、歳出の主な項目につきまして、最初に総務部長から御説明を申し上げます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、歳出について説明を申し上げますので、30ページをごらんいただきたいと思います。

2款3目の文書広報費で、ホームページ作成委託料といたしまして288万9,600円の支出でございます。合併時に開設をいたしましたホームページをリニューアルいたしましたので、それに要しました経費でございます。

31ページをお願いいたします。

1目の一般管理費で、地域安全相談員240万円の支出でございます。これにおきましては、防犯に関する指導とか、また不当要求行為等の対策のために、警察官のOBの方を嘱託職員として採用いたしましたことによるものでございます。

32ページをお願いいたします。

市の木記念植樹といたしまして204万7,500円でございます。これにおきましては、平成18年12月に制定されました市の木、マキでございますが、市内の70カ所の公共施設に植樹いたしました経費でございます。

33ページをお願いいたします。

6目の財産管理費で、本庁舎便所改修工事ということで659万1,900円でございます。これにおきましては、1・2階の和式のトイレの一部を洋式トイレに改修をいたしまして、来訪されますお客様の利便性を図ったわけでございます。

36ページをお願いいたします。

防災費の中の1目災害対策総務費の中で、避難所標識設置工事費といたしまして430万5,000円でございます。これにおきましては、市内54カ所の避難所に、新たに避難所標識の設置に要しました経費でございます。

続きまして、防災行政無線整備費でございますけれども、4,182万6,750円の支出でございます。これにおきましては移動系でございます、旧の佐織地区を主体といたしまして、半固定局20カ所、車に登載10台の設置を行いました。

続きまして、2目の水防費の中の水防倉庫造成整備工事で420万円の支出でございます。水防事務組合が古瀬町に水防倉庫を建設されることに伴いまして、建設倉庫に先駆けて敷地造成工事を行った経費でございます。

再度、企画部長より説明申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

37ページ、目9の企画費の関係でございますけれども、事業内容に記載をさせていただいておりますように、まちづくりの指針でございます第1次総合計画の策定をいたしました。そして、これに関連をいたしまして本冊並びに概要版を印刷いたしまして、関係機関並びに市内全戸を対象に配布をさせていただいております。行政評価導入支援委託の関係で500万円、これも一応計上させていただいて、執行させていただいたというものでございますけれども、これは総合計画に定めた成果目標を着実に実行するために、ロジックモデルの作成支援、あるいはその行政評価の主となる有効性評価についても、それぞれ職員研修を実施したという内容でございます。

続きまして、38ページ以降が企画部所管の財政課、情報管理課について決算の内容を記載させていただいておりますけれども、前年度とほぼ同事業の内容でございます。大きな増減はございませんので、省略をさせていただきます。

再度、総務部長より説明を申し上げます。

○総務部長（水谷洋治君）

続きまして、41ページ、42ページをお願いいたします。

徴税費で、2目賦課費でございますけれども、1億7,292万9,713円の支出となっております。前年度と比較をいたしまして4,020万579円の増額支出となっておりますわけですが、その主な要因といたしましては、課税事務の電算委託経費とか、21年度の評価がえに伴っての不動産鑑定評価業務などの委託料がふえた増因でございます。

続きまして、福祉部長より御説明申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、民生費のうち福祉部所管に係る決算について説明をさせていただきます。

最初に47ページをごらんいただきたいと思います。

佐屋社会福祉会館管理運営委託並びに立田社会福祉会館管理運営委託でございます。指定管理者制度の導入によりまして、社会福祉総務費で計上させていただきました。

続きまして48ページでございます。下から2段でございます。

就労生活支援事業の委託でございます。障害者地域生活支援センターを立ち上げ、障害者の就労支援、社会復帰の支援をいたしました。

その下のところでございますが、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業でございます。障害者自立支援法円滑特別対策事業の一つで、視覚障害者用の情報支援機器を整備いたしまして、情報のバリアフリーの促進を図りました。

51ページをごらんいただきたいと思います。

一番上でございます。通所サービス利用促進事業でございます。障害者自立支援法による制度改正の激変緩和措置の一環といたしまして、通所施設における送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図るものでございます。

続きまして、障害者共同生活介護等事業につきましては、障害者自立支援法による制度改正の激変緩和措置、これもその激変緩和措置の一環でございます。施設の報酬が日割り化に伴いまして減収をしておりますケアホーム、あるいはグループホーム等に助成をいたしまして、運営の安定化に努めたものでございます。

55ページをごらんいただきたいと思います。

障害者自立支援給付事業でございます。障害者自立支援法の施行によりまして、サービスは、個々の障害のある人々の障害の程度や社会活動、介護者、居住等の状況の懸案すべき事項を踏まえて個別に支給決定が行われます障害福祉サービスと、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別をされました。したがって、それまでの個々の事業のうち、障害福祉サービスに該当する事業が自立支援給付事業に集約をされておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして56ページでございます。

上段でございますが、障害者自立支援対策臨時特例基金事業でございます。障害者自立支援法の着実な定着を図るための特別対策の一つでございます。運営円滑化事業につきましては、

入所施設への報酬の支払いが日割り化に伴いましたその減収分でございますが、その減収分につきまして、従前報酬の9割を補償するというような助成をいたしまして、運営の安定化に努めたものでございます。

それから就労意欲促進事業でございますが、入所施設で工賃を得て働く障害者の方で、一定の要件を満たす障害者の方に対し、これまでの食費負担等にも配慮いたしました給付金を支給し、障害者の方の就労意欲の向上に努めたものでございます。

58ページをごらんいただきたいと思えます。

生活扶助費でございます。決算額3億664万7,000円で、昨年と比べまして2,400万円強の支出増でございます。保護世帯は減少いたしましたが、保護施設事務費、あるいは医療扶助がふえたことにより増額の決算となりました。

続きまして、高齢福祉課所管でございますが、59、60ページにかけまして敬老金を掲載させていただいておりますが、昨年度、19年度につきましては、節目支給に改めさせていただきました。

それから60ページの下から2段目でございますが、孤立死ゼロ・モデル事業でございます。厚生労働省のモデル地区の指定を受けまして、勝幡町の河畔地区におきまして、孤立死予防・早期発見のための体制整備、孤立死に関する調査・研究、孤立死予防・早期発見のための啓発事業に取り組んだものでございます。

次に、児童福祉課所管でございますが、66ページをごらんいただきたいと思えます。

児童遊園・ちびっ子広場の設置、管理、関連事業につきましてでございますが、大井同所ちびっ子広場並びに西八幡ちびっ子広場の整備をしたものでございます。

続きまして、69、70にわたりますが、児童手当でございます。平成19年4月1日より、3歳未満の乳幼児に対する手当額を、第1子、第2子について月額5,000円増額をいたしまして、出生順位にかかわらず一律1万円に引き上げられたことによりまして、子育て家庭の経済的支援の強化を図ったものでございます。それによりまして増額になっております。

続きまして、71、72ページにかけてでございます。

児童館費につきましては、開治子育て支援センターの開所、並びに児童クラブの補助事業の創設によりまして、地域の子育て家庭の援助、あるいは放課後児童クラブの充実を図ったものでございます。

73ページ、児童館建設費でございますが、児童館が未設置の3小学校区におきまして、用地の購入及び造成工事を実施したものでございます。

続きまして、市民生活部長兼保健部長より説明させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、まず保険年金課関係から御説明をさせていただきます。実績報告書の74ページから77ページでございます。

まず75ページの5目福祉医療費、障害者等医療費、扶助費におきましては、年間平均受給者数が982人で、対前年費1.87%の増でございます。医療費につきましては1億5,443万2,276円



で、1.73%の減となっております。

続きまして、76ページの6目でございますが、後期高齢者医療事業費、これにつきましては、制度の導入に伴いまして機器の設置及びシステム改修等に係る経費といたしまして1,575万円、電算システムの購入費といたしまして1,396万5,000円の支出をいたしております。

続いて77ページの8目でございますが、乳幼児医療費、扶助費につきましては、年間平均受給者数が3,818人で、対前年度比4.91%の減、医療費につきましては1億6,942万2,584円で、5.78%の減となっております。

続きまして衛生費、環境課関係でございますが、78ページから81ページでございます。

まず78ページの4目環境衛生費でございますが、これにつきましては、斎場建設に向けまして基本計画の作成、また環境影響調査を行いまして、それぞれ500万8,500円、420万円の支出をいたしております。

続きまして79ページの5目公害対策事業、こちらの方につきましては、大気調査ということで、旧トーヨーボールの解体工事に伴いましてアスベストの飛散調査を行いまして、44万6,250円の支出となっております。

続きまして80ページの1目でございますが、塵芥処理費におきましては、八開地区のごみ一時保管場所、これの返還に伴う整備工事で336万円の支出となっております。

続きまして健康推進課関係でございますが、81ページから88ページでございます。

まず84ページの2目、こちらの国保ヘルスアップ事業委託事業につきましては、基本健康診査の結果、要指導と判定された住民を対象に、生活習慣病の予防を図ることを目的に、集団健康教育を実施いたしました。支出につきましては156万6,954円。

続きまして87ページでございますが、こちらの方、妊婦・乳児健康診査につきましては、妊婦・乳児の異常の早期発見・早期治療のために、健康診査を妊婦期2回を5回にふやしております。また35歳以上の妊婦には、超音波検査も実施しております。乳幼児健康診査は2回実施いたしまして、1,416万7,108円の支出となっております。

一般不妊治療費補助につきましては、不妊治療を行っている夫婦の経済負担の軽減を目的に行いまして、48万4,503円の支出となっております。

続きまして、上下水道部長より説明をさせていただきます。

#### ○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、続きまして88ページの清掃費のし尿処理費でございますが、合併処理浄化槽の設置整備事業補助金としまして、昨年度61基が設置されましたので、それぞれ補助をさせていただきます。

それから、地域し尿処理施設維持管理費としまして、佐織地区の各管理組合へ、施設管理費の支払いと維持管理の補助をそれぞれさせていただきます。

続いて、経済建設部長より説明させていただきます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、経済建設部所管の関係について御説明をさせていただきます。

まず91ページの方をお開きいただきたいと思います。

農業近代化資金の利子補給補助金、それから農業経営基盤強化資金利子補給補助金、こういったものによりまして、農業振興のため、農業者の近代化や経営基盤を強化することによりまして、経営の安定化の一助とさせていただきます。

それから、92ページの方へお願い申し上げたいと思います。

こちらでは、生産調整助成金としまして、加工用米への補助、それから集団転作物種子代の補助、それから集団転作物への補助、それから営農集団の設立補助金、こういったもの、それからJAあいち海部がカントリーエレベーター内に色彩選別機の導入を図ることへの補助、それから農地・水・環境保全向上対策における、こちらの方については営農活動への先進的営農に対する交付金、2項目合わせまして53万1,750円と金額は小さいわけですが、こういったことを行いまして、水田農業構造改革対策事業の円滑な推進、それから営農集団の設立、また、麦、大豆の集団転作物等への補助をすることによって生産調整を図りました。また、先ほど申し上げました色彩選別機の導入によりましては、強い農業づくりの事業ということで推進を図りました。

94ページの方へお願いを申し上げたいと思います。

こちらは土地改良施設整備事業補助金ということで計上がございますが、これらは各土地改良区がその改良区内において実施します単県事業、適正化事業、農村振興総合整備事業、緊急農地防災事業及び基盤整備促進事業に対しまして、その事業費の一部を市から補助することによりまして、排水路等の整備を図りました。

95ページの方をお願い申し上げます。

これは農地・水・環境保全向上対策における協同活動の方でございまして、農地・水等を守り、質を高める効果の高い協同活動を実施して、24地区に対してこれだけの交付金を出すことによって支援を行ってまいりました。

96ページの方をお開きください。

こちらは緊急農地防災事業負担金、それから農業水利施設保全対策事業負担金と記載がございまして、これは県が施行した事業費の一部を負担することによりまして、立田輪中排水機や筏川排水機場の整備を図ったものでございます。

次に、商工関係でございまして、97ページの方をお開きください。

こちらは商工会補助金、それから商工業振興資金保証料補助金及び商工業振興資金の融資預託金、こういったものを計上いたしまして、商工会の健全な育成、発展と小規模企業者の経営振興を図ったものでございます。

次に、土木関係でございまして、99ページから102ページにかけて、恐縮ですがお目を通していただきますと、こちらの方では、道路維持費及び道路新設改良費、両方の工事請負費を合わせますと6億1,120万円余になろうかと思いますが、こうした経費をもって市道整備に充てたことにより、通行者の安全と利便性を図ったものでございます。

次に、都市計画関係でございまして。これも恐縮ですが、104ページから106ページにわたって

お目を通していただきたいと思います。

民間木造住宅耐震診断委託料として300万円、それから後ろの方ですが、民間木造住宅耐震改修費補助金として400万円、この耐震改修費補助につきましては、旧基準の木造住宅の耐震化を促進するために、市内の対象となる木造住宅の耐震診断を行い、その結果、その木造の倒壊等による災害を防止するために、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施した建物所有者に対しまして、通常、県費が37万5,000円、市町村費が22万5,000円のところで、合わせて60万円となるわけですが、当愛西市としては、市単独でさらに20万円を上乗せして80万円を補助するということにより、この耐震化を図れるように配慮したものでございます。

また、都市計画マスタープラン策定委託料661万5,000円や、都市計画の適正な運用を図るため、都市全体の将来ビジョンや土地利用及び都市施設整備に関する基本的な方針を示す全体構想を作成し、また勝幡駅前広場基本設計委託料1,207万5,000円につきましては、勝幡駅周辺地区整備事業を進めるために計上をしてきたものでございます。

次に、都市計画街路新設改良工事、これは繰り越し分とか信号機の移設費等附帯工事も合わせまして1億4,496万6,450円という金額になろうかと思いますが、これにつきましては、都市計画街路佐織・津島・佐屋線の整備を図るために、都市計画街路内に暗渠化される光西支線の水路及び日光西の排水路のつけかえ工事を行ったものでございます。

次は、消防長より説明を申し上げます。

#### ○消防長（櫻井義久君）

それでは、9款の消防費について御説明を申し上げます。

まず107ページをお開きいただきたいと思います。

まず常備消防費の中で、事業名、住まいの安全チェックでは、住宅火災の早期発見と逃げおくれによる死者の発生を防止するため、昨年は住宅用火災警報器の早期設置に向けた啓蒙活動と地震による家具の転倒防止を推進するため、市内の1万1,732世帯を訪問いたしまして、在宅世帯の4,730世帯で指導と聞き取り調査した結果がこの表に取りまとめでございます。

なお、住宅用火災警報器の設置状況を見ますと、平成18年度の調査では、訪問世帯での設置率が7.7%に対しまして、19年度の訪問世帯では17.5%と、大幅にふえております。今後もさらなる普及啓蒙活動に進めてまいりたいと思います。

それでは、はねていただきまして109ページの下ほどをごらんいただきたいと思います。

自動体外式除細動器（AED）につきましては、19年度は8基を市内の中学校及び佐屋、佐織公民館に設置させていただきました。

はねていただきまして110ページの上段をごらんいただきたいと思います。

事業名、救急事後検証でございますが、これにつきましては、心肺停止患者・重篤患者に対し、救急救命士が適切な救命処置を行ったかどうかを、事後において2次病院、または3次病院の医師の検証により救急救命士の技術の向上を図ったものでございます。

なお、平成19年度の救急患者のうち、心肺停止状態の患者71名を救急救命処置をして病院に搬送したところ、1ヵ月後の経過観察では、4名の方が生存され、4名とも退院してございま

す。

はねていただきまして、112ページをごらんいただきたいと思います。

非常備消防費の関係でございますが、中段の消防団備品につきましては、平成20年度に消防団の組織改正で発足した愛西市消防団の消防団旗及び方面隊旗を整備し、団員の士気高揚に努めました。

また、113ページの消防施設費につきましては、下の段の消防団車庫新設等工事につきましては、平成20年4月から市内を17分団に組織改正するため、消防団車庫の新設工事箇所が5カ所、車庫の改造工事箇所が3カ所、ホース干し場の新設工事箇所8カ所を整備し、愛西市消防団発足に伴う組織体制の万全を図ったものでございます。

それでは、はねていただきまして114ページをごらんいただきたいと思います。

消防車両（はしご車）につきましては、消防車両整備計画及び自動車排出ガス規制に伴いまして更新整備をし、消防力の充実強化を図ったものでございます。

以上で、消防費の関係の説明とさせていただきます。

引き続き、教育部長から御説明を申し上げます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは、10款教育費について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、119ページをお開きいただきたいと存じます。

小学校費でございます。システム借上料1億481万1,900円、全小学校の教師と児童がパソコン授業及びインターネットに取り組めるよう整備をいたしました。

続きまして120ページでございます。

工事請負費2億7,101万1,114円、施設修繕工事に続きまして建物耐震補強工事、永和小学校、立田南部小学校、草平小学校と実施をいたしております。

続いて、公有財産購入費でございます、1,683万9,426円。勝幡小学校用地拡張のため1筆、従前から借用いたしておりました土地1筆を購入いたしております。

次のページをめくっていただきまして、補償費でございます。勝幡小学校用地拡張に伴う建物の補償でございます。2件分、2,038万7,467円でございます。

続いて126ページ、工事請負費でございます。1億6,921万4,084円でございます。夏期修繕工事、建物耐震補強工事については、永和中学校、佐織西中学校を実施いたしております。

続きまして130ページをお開きいただきたいと思います。

ちょうど境のところでございますが、社会教育費、新規事業でございます放課後子ども教室推進事業を、9月から市内四つの学校区で開催することができました。登録者数につきましては、4学校区で301人となっております。

次に、公民館運営費でございます。134ページをお開きいただきたいと思います。

佐屋公民館ではホール照明改修、佐織公民館ではホール音響設備改修を行っております。

続きまして体育館運営費でございます。140ページをお開きいただきたいと思います。

立田体育館耐震改修及びアスベスト除去等工事で1億290万円実施をいたしております。

教育関係の大きな事業、新しい事業は以上でございます。

続いて、企画部長が申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

恐れ入ります、151ページをお開きいただきたいと思います。

11款の公債費の関係でございます。

元利償還金の決算額につきましては、11億7,317万7,199円という決算額になっております。元金の償還開始等によりまして、対前年度比12.5%の増となっておりますが、これは償還年次計画表に基づきまして償還をしておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、1枚おめくりをいただきまして152ページをお願ひします。

13款の予備費の関係でございますけれども、記載をさせていただいておりますように、この2件の事業につきまして急遽支出が生じたので、19年度につきましては予備費を一部充用させていただきましたので、よろしくお願ひを申し上げます。

また、報告書の末尾、189ページ以降におきましては、参考資料といたしまして、市債に関する調書、あるいはその基金残高の一覧表を添付させていただいておりますので、後ほど御精読いただきたいと思ひます。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、認定第2号の平成19年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。153ページでございます。

記載をさせていただいておりますように、歳入歳出とも290万2,822円の決算額でございます。差引残額はございません。内容につきましては、土地の先行取得もなく、基金から生じた利息を積み立てるといふ決算の内容でございます。次ページ154ページには、土地の運用状況、あるいはその基金の残高表を記載させていただいておりますので、後ほど御精読いただきたいと思ひます。

次は、市民生活部長の方から御説明を申し上げます。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

続きまして、認定第3号の国民健康保険特別会計について御説明をさせていただきます。

ページでございますが、155ページの方をお願ひしたいと思ひます。

歳入総額が71億4,454万6,079円、歳出決算額といたしまして65億5,282万4,501円となっております。差し引き5億9,172万1,578円を平成20年度へ繰り越しいたしてあります。

歳入のうちでございますが、国保税につきましては、収入額といたしまして20億3,511万9,036円、不納欠損額6,353万8,387円、収入未済額5億3,992万7,930円となっております。また、現年度分の徴収率につきましては94.14%となっております。歳入全体におきましては、対前年度比0.1%の減、歳出全体におきましては3.79%の増となっております。

また、直営診療所施設勘定につきまして、159ページでございますが、こちらにつきましては、歳入決算額1億6,587万3,055円、歳出決算額1億3,867万1,688円となりました。差し引き2,720万1,367円を平成20年度に繰り越しをいたしてあります。

続きまして、認定第4号の老人保健特別会計について説明をさせていただきます。報告書の163ページをごらんいただきたいと思います。

決算の状況につきましては、歳入決算額47億4,334万2,663円、歳出決算額45億8,838万8,720円でございます。御承知のとおり、支出のほとんどにつきましては、老人医療費を支払うための会計でございます。昨年度に比しまして、歳入合計で0.91%の減、歳出合計で0.78%の増となっております。なお、受給者数につきましては6,227人、対前年度比4.08%の減でございます。以上でございます。

続きまして、福祉部長より説明をさせていただきます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、認定第5号、介護保険特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。165ページから175ページが保険事業勘定でございます。

保険事業勘定の方から説明をさせていただきますが、平成19年度決算額につきましては、歳入決算額31億4,535万1,406円、歳出決算額30億4,892万6,102円となり、差し引き9,642万5,304円を平成20年度へ繰り越しをいたしました。

歳入決算額のうち、介護保険料は6億9,718万1,790円で、前年比6.5%の増となり、歳入全体では4.2%の増となりました。歳出決算では、保険給付費が27億252万6,708円で、前年比5.5%の増となり、歳出全体では4.8%の増となっております。被保険者数は1万4,528人で、前年比4.4%の増、要介護認定者数は1,848人で、4.7%の増となりました。高齢化の進行によりまして要介護者の増加、介護ニーズの増大から、サービス料が増加する傾向にあります。

176ページをごらんいただきたいと思います。

サービス事業勘定でございます。この会計につきましては、佐屋老人福祉センター、この施設はデイサービス事業も含めますが、佐屋老人福祉センターの施設の維持管理及び運営に要する費用と、佐織デイサービスセンターの委託料、要支援1、2の方を対象とした予防給付に係るケアマネジメントを実施する事業所としての包括支援センターの運営に要する経費を経理しております。歳入歳出決算額とも1億9,228万637円で、前年比0.5%の減となりました。以上でございます。

続いて、上下水道部長より説明をさせていただきます。

#### ○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、続きまして、認定第6号の農業集落排水事業等特別会計の決算について御説明させていただきます。

内容につきましては、180ページから成果として載せてございますので、ごらんをいただきたいと思います。

主なものとしまして、181ページには、処理施設並びに管路施設の設計業務と管路施設の工事についてそれぞれ記載をさせていただきます。設計としましては、鶴多須地区の機能強化対策に伴います業務と、早尾地区、立田地区の業務でございます。工事としましては、管布設等工事としまして早尾地区、立田地区の管路施設を、次の1枚めくっていただきまして182ページに

は、処理場建設工事として同じく早尾地区、立田地区の処理場に関する工事を実施させていただきました。その結果、早尾地区につきましては完了いたしまして、ことし4月より供用開始されております。立田地区につきましても今年度完了する予定で現在工事を進めておりますので、よろしく願いをいたします。

また、施設管理費としまして、管理組合維持管理請負料として、佐屋地区、立田地区の管理組合へ費用として支払いをしております。

次の184ページのコミュニティ・プラント事業費でございます。こちらにつきましても、管理組合へ費用として支払いをしております。

農業集落排水事業としましては以上でございます。

続きまして、認定第7号の公共下水道事業特別会計の決算について御説明させていただきます。内容につきましては、186ページから成果として載せてございますので、ごらんいただきたいと存じます。

主なものとしまして、187ページには、先ほどと同様、管路施設の設計業務と管路施設の工事について、それと下水道台帳のデータ整理及びシステム構築の委託についてそれぞれ記載をしております。

それから、1枚めくっていただきまして188ページでございますが、日光川下流域下水道建設事業費負担金として2億1,000万円ほど県へ支払っております。

簡単でございますが、公共下水道事業としましては以上でございます。

続きまして、水道事業でございます。

この水道事業につきましては、主要施策成果及び実績報告書には記載がございませんので、決算書で御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、決算書の328ページをごらんいただきたいと存じます。

認定第8号：平成19年度愛西市水道事業決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成19年度愛西市水道事業決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。本日提出、市長名でございます。

内容につきましては、次の329ページ、330ページをごらんいただきたいと存じます。

まず収益的収支でございますが、収入の部としまして、決算額につきましては、水道事業収益として4億4,643万6,779円でございます。そして支出の部としましては、水道事業費用として4億2,511万6,080円ございました。支出のうち大きいのは営業費用で4億1,246万9,786円でございますが、これにつきましては、動力費、県水の受水費、修繕費などがございます。以上で支出の97%を占めてございます。

次に、1枚はねていただきまして資本的収支でございますが、収入としまして、決算額で4,427万831円となっております。支出としましては1億2,189万9,599円となりました。したがって、一番下段でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,762万8,768円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんをさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、333ページにつきましては、損益計算書を掲載させていただいております。下から3段目に当年度純利益とございますが、19年度としましては、1,773万4,182円の黒字となっております。

なお、この水道事業につきましては、341ページ以降、各明細書並びに事業報告書など、詳細にわたって記載させていただいておりますので、ごらんをいただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、19年度決算の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は1時30分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

午後0時06分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・報告第1号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第23・報告第1号：平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率について報告をお願いいたします。

○企画部長（石原 光君）

それでは、報告第1号：平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率について、内容の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。本日提出、市長名でございます。

それで、今回御報告申し上げます内容につきましては、恐れ入りますけれども、おめくりをいただきますと、議長さんへの報告書の写しを添付させていただいております。それに基づきまして御説明を申し上げます。

まず19年度の決算数値をもとに国が示しました算定方法に基づき算出をいたしました結果、お示しをさせていただいておりますように、実質公債費比率は5.4%、将来負担比率は31.6%と、いずれも国が示しております早期健全化基準を下回っており、この数字で判断をいたしますと、愛西市の財政、健全性が保たれているという結果になっております。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、また2枚目の資金不足比率につきましては、赤字額及び資金不足額がないため、比率は発生しておりません。

なお、この比率に対します監査委員さんの審査意見書もお手元の方に配付をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

それでは、認定第1号から認定第8号までの平成19年度決算についてと、平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について、監査委員の加藤和之議員より審査結果の報告をしていただきます。

○17番（加藤和之君）

平成19年度愛西市一般会計、愛西市各特別会計及び愛西市水道企業会計の決算審査報告をいたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された平成19年度愛西市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について審査を実施したので、その結果を報告いたします。

審査は、河原監査委員と私で、平成20年7月4日から7月29日まで実施をいたしました。

平成19年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算審査に当たっては、各書類が関係法令に準拠しているか、決算の計数は正確であるか、財政運営は健全か、及び財産管理は適正であるかに重点を置き、関係諸帳簿と証拠書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、従来実施した例月出納検査や定期監査の結果を勘案しながら慎重に審査を実施いたしました。

その結果、平成19年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額は、実質収支に関する調書や各関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、事務事業はいずれも関係法令に準拠しており、財産については、公有財産、物品、基金の調書等と計数は符合し、適切に執行されており、その内容は正確であると認めました。また、基金の運用状況についても計数は正確であり、各基金の設置目的に沿って、安全かつ有利な方法で運用、管理がなされていることを確認いたしました。

一般会計の決算では、歳入総額は209億4,981万1,015円、歳出総額は193億3,312万1,247円で、歳入歳出差引額は16億1,668万9,768円となり、実質収支額も同額となっております。

そのほか審査の詳細については、さきに配付されております平成19年度愛西市決算審査意見書を参照いただきたいと思います。

なお、審査の過程において、意見及び要望事項がありましたので御報告いたします。

戦後の混乱期に、地方自治体が平等に復興、発展するよう、中央集権、中央管理型行政が始まり、地方交付税や補助金により、財政力に乏しい地方自治体でも、大きな落ちこぼれもなく復興、発展を遂げてきました。その間、それに甘えて地方自治体は国に頼った行政をいつまでも続け、自助努力を怠ってきました。そこで国は、地方自治体の自立を促すため、国と地方の役割を見直すべく、地方分権、税源移譲を実施し、年々権利を地方に与えると同時に、地方交付税、補助金などは削減をしてきております。そのため、今まで自助努力を怠ってきた財政力に乏しい地方自治体は、ますます苦境に立たされ、今後一層の自主・自立的な行政運営が求められます。

愛西市は、財政力が低い町村同士が長期的に安定した行政サービスを行うとともに、健全で持続可能な財政運営をするために合併し、誕生した市であるから、今後の行政運営に当たっても合併のメリットを最大限に生かし、住民のニーズにこたえる行政サービスをしなければなりません。

合併特例債については、有利な制度であると同時に借金であるという認識を持ちつつ、合併

によって必要になった施設の 신설、また必要な施策の充実のために合併特例債を有効に活用し、後世への財政負担を軽減されるよう努力していただきたい。

平成18年度の決算報告のときにも申しましたが、例えば平成15年度から30年計画で施工される公共下水道事業と流域下水道事業負担金は、合わせて約282億円で、そのうち約165億円、年度平均で5億5,000万円ぐらいになりますが、それを一般会計から繰り入れなければなりません。また佐屋、佐織公民館の保全基本計画では、両公民館で約13億円の修繕費が見込まれており、各庁舎についても築後年数が経過しているため、空調設備の修繕に約3億2,000万円、耐震工事費に約6億2,000万円、そのほかにも多額の維持管理費が必要になってきております。庁舎のあり方については、現在、庁舎検討委員会が設置され、調査・検討されておりますが、検討委員会で必要と判断されるなら、合併特例債適用期間中に建設をし、建設に係る一般財源の支出の抑制を図るとともに、今後の維持管理費の削減に努め、市民ニーズにこたえとともに、市民サービスの向上に充当されるよう要望いたします。

歳入の確保については、一部の市町村では企業誘致を積極的に進めているが、本市も財源確保のために優良企業の誘致に一層の努力をお願いいたします。

また、税源移譲により市民税の課税総額はふえたが、それに並行して滞納額も増加をしております。地方公共団体を支える最大の収入源である税金の滞納額がふえるということは、健全な財政運営に支障を来すばかりか、市民負担の公平性にも欠けるものであります。それに今後、徴収率が低い地方自治体は地方交付税が減額されると聞き及んでおりますので、徴収率を上げるために、収納課のさらなる努力はもとより、現年度の納付率の向上を図るなど、全職員が危機意識を持ち、一丸となって取り組むことをお願いいたします。

また、入札の方法、物品の購入についても、今までの慣例にとらわれることなく、創意工夫をして節減に努められたい。そして、最も効率的な徹底した行政のスリム化と事務事業の抜本的な改革を早急に実施していただき、住民サービスの向上に努めつつ、健全で持続可能な財政運営に努力されることを切望いたします。

以上、意見並びに要望を加え、平成19年度愛西市一般会計及び各特別会計の決算審査及び基金運用状況の審査報告といたします。

次に、平成19年度愛西市水道企業会計の決算報告をいたします。

審査は、河原監査委員と私で、平成20年6月4日から6月26日まで実施をいたしました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付された平成19年度愛西市水道事業会計歳入歳出決算について審査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

平成19年度愛西市水道事業会計の歳入歳出決算の審査に当たっては、各書類が関係法令に準拠し調製されているか、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、会計経理事務は関係法令に適合し、正確に処理がなされているか、事業経営は健全か、また財産管理は適正であるかに重点を置き、関係諸帳簿と証拠書類などを照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、従来実施した例月出納検査や定期監査の結果を勘案し、慎重に審査を実施した結果、適正であると認めました。

経営状況については、総収益 4 億 2,643 万 8,333 円に対して、総費用は 4 億 870 万 4,151 円で、差引利益は 1,773 万 4,182 円となっております。そのほか審査の詳細については、さきに配付されております平成 19 年度愛西市決算審査意見書を参照いただきたいと思います。

なお、審査の過程において、意見、要望事項がありましたので報告をいたします。

合併をして会計は一つになったものの、まだ八開と佐織に分けて事務処理を行っており、事務が煩雑なばかりか水道料金も違っており、市民への公平・公正の観点からも、早い時期に統一されることを切望いたします。また、唯一の財源である水道料金の滞納額が年々ふえる傾向にあります。未納者に対しては戸別訪問の回数をふやすなど、有効かつ効率的な対応策で滞納整理に努められたい。

事業経営については、一層の合理化を図られ、安全で良質な水道水の安定供給、災害に強い設備の整備、給水能力の充実に努め、安心できる事業経営をされることを強く希望いたします。

以上、意見並びに要望を加え、平成 19 年度愛西市水道事業会計の決算審査報告といたします。

引き続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、平成 19 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

審査は、河原監査委員と私で、去る 7 月 16 日から 8 月 18 日まで実施をいたしました。

平成 19 年度健全化判断比率及び資金不足比率及びその算定の基礎となる事項の審査に当たっては、各書類が関係法令に準拠しているか、その計数は正確であるかなどに重点を置き、記載した書類の審査を実施いたしました。

その結果、関係法令に準拠し作成されており、その計数は正確であることを確認いたしました。

なお、審査の詳細については、さきに配付されております平成 19 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりですが、若干、申し添えさせていただきます。

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの指標をいっております。本市の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の健全化判断比率については、赤字額が発生しておりませんので、健全であることを確認いたしました。

また、実質公債費比率については 5.4%、将来負担比率についても 31.6%と、それぞれ早期健全化基準を下回っており、堅実な財政運営に努めてきた結果が反映されたものとうかがえます。しかし、財政状況を判断する際には、他の財政指標もあわせて考える必要があります。本市は特に財政力指数があまりよくありませんから、財政の健全性を保つため、一層の努力が必要と考えます。

次に、資金不足比率であります。この比率は、地方公営企業法の適用を受けて企業会計方式により経理される法適用企業である愛西市水道事業会計と、地方公営企業法の適用を受けずに経理される法非適用企業である愛西市農業集落排水事業等特別会計及び愛西市公共下水道事業特別会計の 3 事業会計が対象となっております。

愛西市水道事業会計及び愛西市農業集落排水事業等特別会計については、資金の不足額が発生していないので、健全であることを確認いたしました。愛西市公共下水道事業特別会計に

については、まだ未供用となっておりますので指標の対象とはなっておりません。公営企業会計については、その事業で発生した経費は当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないという独立した企業会計の趣旨を十分考慮に入れ、経営健全化に取り組んでいく必要があるといえます。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率についての御報告を申し上げましたが、平成19年度が初めての数値であるので、平成20年度以降の推移を注視していく必要があると思います。

以上で、審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第24・陳情第11号から日程第30・陳情第17号まで（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第24・陳情第11号：過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情について、日程第25・陳情第12号：愛西市内建設業者の育成発展に関する陳情について、日程第26・陳情第13号：日光川西排水路の柚木地内の敷コン整備の陳情について、日程第27・陳情第14号：公共事業を防災・生活関連に転換し、関係事務所の執行体制等の拡充を求める陳情について、日程第28・陳情第15号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情について、日程第29・陳情第16号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について及び日程第30・陳情第17号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情については、会議規則第36条第3項の規定によって、提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・決算特別委員会の設置について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第31・決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本定例会に議題となり、提案説明がありました認定第1号から認定第8号の平成19年度決算8件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づきまして、決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第8号の平成19年度決算8件につきましては、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置を決定いたしました決算特別委員会の定数につきましては、9名としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は9名と決定いたしました。

決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、

加藤敏彦議員、中村文子議員、古江寛昭議員、鬼頭勝治議員、村上守国議員、田中秀彦議員、榎本雅夫議員、鷺野聡明議員、前田芙美子議員の9名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの9名の方々を選任することに決定いたします。

それでは、正・副委員長をお決めいただきます間、暫時休憩といたします。

午後1時49分 休憩

午後1時54分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

決算特別委員会の正・副委員長が決まりましたので、事務局長より発表させます。

○議会事務局長（伊藤忠俊君）

それでは、決算特別委員会の正・副委員長をお決めいただきましたので、発表いたします。

委員長には古江寛昭議員、副委員長には中村文子議員であります。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

なお、決算特別委員会の日程につきましては、9月22日午前10時から開催を予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月9日午前10時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時55分 散会

